

子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業の実施について

担当 子育て支援課

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する。

2 給付対象者

- ・令和3年9月分の児童手当受給者
 - ・平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童（高校生等）を養育する者
 - ・令和3年9月1日～令和4年3月31日までに出生した児童（新生児）の父母等
- ※ただし、特例給付者（児童手当付則第2条1項の給付者）及びそれに準ずる者を除く。

3 給付対象者

- ・子ども一人当たり5万円

4 支給方法

【プッシュ型（積極的支給）による支給者】

- ・羽村市より令和3年9月分の児童手当を受給している者（高校生等を養育している受給者を含む）
- ・新生児（令和3年9月1日以降）で児童手当の認定を受けている者

【申請による支給者】

- ・児童手当を受給している公務員
- ・高校生等のみを養育している者
- ・新生児（令和4年1月5日以降）の父母等

5 申請期間

令和4年1月5日（火）～3月15日（木）

ただし、新生児の申請は期間を過ぎても出生後14日以内まで受け付ける。

6 支給開始日

令和3年12月24日 予定

問合せ： 子育て支援課 支援係

電話 042-555-1111 内線 235

Eメール: s304100@city.hamura.tokyo.jp